

コメ先物セミナー@秋田会議の概要について

日 時 平成 30 年 8 月 28 日 (火) 14 時 30 分～17 時

場 所 ホテルメトロポリタン秋田 (3 階 グランデ A)

参加者 85 名

- 内 容
1. 秋田米と価格保険の面白いお話し (経済評論家・作家 島 実蔵氏)
 2. コメ先物取引の仕組みについて (大阪堂島商品取引所)
 3. あきたこまち先物のポイント! (大阪堂島商品取引所)

1. 秋田米と価格保険の面白いお話し (経済評論家・作家 島 実蔵氏)

江戸時代はコメが貨幣と同等の価値を持つ「米本位制」の「米遣い経済」であったことから、コメが非常に大事な商品であり、コメの収穫量が各藩の財政規模を決めるものであった。当時の日本の人口は 3,100 万人で、コメの生産量が約 2,700 万石 (405 万トン) であったが、地域によって生産量に差があったためコメが全国に流通するようになると、500～600 万石が金融商品として流通するようになった。当時の江戸の人口は 100 万人で世界一、一方、大坂は 35 万人～42 万人であったが、地方のコメは大坂に集まった。これは、江戸よりも大坂のほうがコメの価格が安定するイメージがあったため。また、当時のコメの主産地は東北ではなく四国・九州であったため、大坂のほうが近いこともあり、東北のコメも河村瑞賢が西廻り航路を整備したおかげでこれらも大坂に集まることになった。大坂には各藩の蔵屋敷が 135 もあり、うち 111 が大名の蔵屋敷であった。武士は、これらのコメの販売を町人蔵元と呼ばれる今で言う卸売業者にコメの販売を任せるようになり、町人蔵元は代金の授受を特定の両替商に委託していた。しかし、この仕組みだけではコメの価格変動リスクを回避できないため、そこで誕生したのが「つめかえし」と呼ばれる今で言う「ヘッジ」取引である。これが、現在の先物取引の原型となっている。前もって利益を確保しておく「売り繋ぎ (売りヘッジ)」、「買い繋ぎ (買いヘッジ)」のことで、これにより価格変動リスクを回避しようとした。しかし、これらはあくまでも相対取引であったため、常に「契約不履行」のリスクがつきまとう。そこで「公」の取引所の必要性が高まり、8 代将軍・吉宗の時代に米価が暴騰した時期があり、南町奉行・大岡越前守忠相の「米価を安定させるには、経済に任せたほうが良い」とのアドバイスを受けて、1730 年 (享保 15 年) に「堂島米会所」が世界初の先物取引所として「公許」されるに至った。

2. コメ先物取引の仕組みについて (大阪堂島商品取引所)

コメ先物取引の仕組みについて以下のとおり説明があった。

- ・コメ先物取引とは、予め定められた期日に現物受渡を約束する取引のことで、コメ当業者の場合、播種前契約等の事前契約の一種である。
- ・先物買い、先物売りの注文が成立すれば、注文成立値段で現物が売買でき、現物受渡

しに伴う清算は、偶数月の受渡日（納会日の2営業日後）に、取引所を介して確実に行われる。

- 先物の注文成立後、現物受渡し予定をキャンセルする場合は、当初の注文（売り又は買い）と反対の売買注文（買い戻し又は転売）を行い、売値と買値の差額清算（差金決済）することができる。
- 秋田こまちの相場表のサンプルを使って、相場表、限月、取引スケジュールについて説明した。
- 現物受渡しについて、決済期限が到来したときに、売り方は現物を渡し、買い方は現物を受け取ることを期日受渡しという。売り方は決められた期日までに現物を準備して指定倉庫に保管のうえ受渡書類を用意し、買い方は受け取る現物の代金を用意する。そのうえで、受渡日（納会日の2営業日後）に現物と代金の交換を行う。取引所を介して受渡の相手方が決まるため、信用不安がなく、新たな販売先（調達先）として活用することができる。
- もう一つの決済方法として、先物取引で売買注文成立後、決済期限までに反対売買（買い戻し又は転売）の注文を成立させることにより、売付価格と買付価格のとの差額の授受により決済を行うことができる「差金決済」があり、この方法により決済を行うと現物の受渡しを伴わない。
- 差金決済の例を図式により説明。「先物買い」の場合、相場が上昇したとき転売により差金決済すれば利益となり、逆に相場が下落したとき転売により差金決済すれば損失となること、「先物売り」の場合、相場が上昇したとき買い戻しにより差金決済すれば損失となり、逆に相場が下落したとき買い戻しにより差金決済すれば利益となること説明した。
- 価格変動リスクの固定化について、平成30年10月22日に秋田こまち2019年10月限で売り注文が14,200円で成立し、その後の相場の動きを示しながら、平成31年10月22日の受渡日に納会値段13,200円で現物を渡した場合を例に、相場が1,200円下落したため受渡代金は244,000円減となったが、先物取引で244,000円利益を得ているため、先物取引で最初に約定した時と同じ代金である2,896,000円で売れたことを説明した。
- 実際のコメ先物取引利用者の取引事例を①播種前、生産者は新米が受渡対象の10月限を「先物売り」するケース、②豊作により現物市況が弱気な場面で在庫を「先物売り（換金）」するケース、③現物受渡しを前提とした「先物買い」は先物市場を倉庫代わりにしているのに等しいと考えるケース、④通年販売事業の性格上、仕入量の一部を先物売りするケース、⑤商品先物取引業者に「合意早受渡し」を相談するケースの5つのパターンについて解説した。特に③については、具体的に相場の変動を数字で表した例を挙げて説明した。
- コメ先物取引に注文を出すための準備として、商品先物取引業者に取引口座開設の事

務手続きが必要であること、注文を出すためには証拠金と呼ばれる最低必要額のお金を預託しなければいけないこと、秋田こまちの受渡単位は 204 俵で、受渡場所は秋田県内の取引所指定倉庫で行われることを説明した。

- ・コメ先物取引の基本事項について勉強したいという要望があれば、「堂島先物塾」による個別対応が可能であることをお知らせした。

2. あきたこまち先物のポイント（大阪堂島商品取引所）

あきたこまち先物取引のポイントについて以下のとおり説明があった。

- ・平成 30 年 10 月 22 日から標準品が秋田県産のあきたこまちだけを対象銘柄とした先物取引がスタートする。
- ・東京コメの場合は標準品が複数あり、どの銘柄の値段なのかわかりにくいですが、あきたこまちは単一銘柄なので明快。
- ・東京コメの場合は何の銘柄が渡ってくるのかわからないが、秋田県産のあきたこまちは必ず渡ってくる。
- ・取引単位及び受渡単位は、ともに 1 枚につき 204 俵（408 袋）12,240 kg でフレコンバッグ 12 本若しくは紙袋との混載も可能。
- ・受渡場所は秋田県内の取引所が指定する倉庫（現在検討中）で、産地受渡であるため生産者が持ち込みやすい利点がある。
- ・あきたこまちな限月（取引の期限）は、12 ヶ月以内の偶数限月で、10 月 22 日の取引開始時は、2019 年 6 月限、2019 年 8 月限、2019 年 10 月限の 3 限月でスタートし、2019 年 4 月 22 日に 6 限月が全て出揃う。
- ・先物取引の留意点として、取引には期限があり、期日に現物の受渡しを行うか、期限までに反対売買により差金決済を行う必要がある。
- ・2019 年 6 月限で期日受渡しにおいて現物を渡す場合は、平成 30 年産秋田県産あきたこまち（検査済み玄米 1 等又は 2 等）204 俵（12,240 kg）を 1,020 kg フレコンバッグ若しくは 30 kg 紙袋入りで取引所の指定倉庫に入庫しなければならない。その他、渡し方が負担する費用として、指定倉庫までの運送費、入庫・出庫費用、保管費用（定温加算有）、商品先物取引業者に支払う手数料がある。
- ・渡し方は、荷渡指図書を作成し、現物の搬入と同時に営業倉庫（指定倉庫）に提示し、この荷渡指図書の記載内容に基づいて作成された在庫証明書を指定倉庫から受領する。その後、荷渡指図書及び指定倉庫から受領した在庫証明書の原本を商品先物取引業者に送付する。
- ・コメ先物取引において受渡しされる現物には価格調整表が制定されており、1 等であるか 2 等であるか及び年産（新穀若しくは旧穀）によって格差（価格差）が設定されている。
- ・期日受渡の受渡日は納会日（取引最終日）の 2 営業日後で、渡し方は商品先物取引業

者を通じて取引所に荷渡指図書及び在庫証明書を提出し、受け方は商品先物取引業者を通じて取引所に受渡代金を預ける。取引所は、これら受渡書類の内容及び受渡代金の納入について確認を行ったうえで、渡し方には受渡代金を、受け方には受渡書類を交付する。

- 受け方は、受渡日から7営業日後の午後2時迄であれば、品質不良、量目不足、包装不良について受渡品の故障申立てができる。故障申立てがあった場合は、本所が日本穀物検定協会に「性状分析」を依頼し、その結果を鑑定人会提示したうえで裁定を行う。裁定の種類は「合格」、「値引合格」、「不合格（代品提供）」の3パターンがあり、この故障申立てに係る費用は、裁定結果によって渡し方負担若しくは受け方負担に分かれる。